

消防法施行令別表第1

項別		防火対象物の用途等
(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックス等
(3)項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)項	イ	(1) 病院(内科、整形外科、リハビリテーション科等の総務省令で定める診療科目を有するもの)
		(2) 有床診療所(ベッド数が4以上かつ総務省令で定める診療科目を有するもの)
		(3) 上記(1)(2)に該当しない病院、診療所、助産所(1～3床の入院施設有)
		(4) 無床診療所、無床助産所(入院施設無)
	ロ	(1) 高齢者施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム、お泊りデイサービス等)
		(2) 生活保護者の施設(救護施設)
		(3) 児童施設(乳児院)
		(4) 障害児施設(障害児入所施設)
		(5) 障害者施設(障害者入所施設)
	ハ	(1) 高齢者施設(老人デイサービス、軽費老人ホーム等)
		(2) 生活保護者の施設(更生施設)
		(3) 児童施設(保育所、助産施設、一時預かり事業を行う施設等)
		(4) 障害児施設(児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業施設等)
		(5) 障害者施設(障害者支援施設、共同生活援助施設等)
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(7)項		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、その他の学校
(8)項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11)項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)項	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)項	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)項		倉庫
(15)項		前各項に該当しない事業場
(16)項	イ	複合用途防火対象物で特定用途部分を有するもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)項		地下街
(16の3)項		準地下街
(17)項		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品
(18)項		延長50メートル以上のアーケード
(19)項		市町村長の指定する山林
(20)項		総務省令で定める舟車

特定用途防火対象物で、公表制度の対象となるものです。